

公正かつ多様な働き方を実現できる労働環境の整備

1 パートタイム労働者の均衡ある処遇や能力開発の推進（再掲）

《636百万円 → 863百万円》

（1）均衡ある処遇や能力開発の推進のための事業主への支援の充実

813百万円

中小企業事業主団体を通じ、事業主がパートタイム労働者の均衡ある処遇や能力開発を推進するための支援を充実するとともに、関係審議会の検討結果を踏まえ、パートタイム労働者と正社員との均衡確保対策を強化する。

（2）短時間正社員制度の導入促進

50百万円

業種別団体におけるモデル事業の実施により、適正な評価と公正な処遇の図られた短時間・短日勤務の正社員制度の普及を図る。

2 男女雇用機会均等の更なる推進

《995百万円 → 845百万円》

（1）職場における男女雇用機会均等の推進

216百万円

改正男女雇用機会均等法の的確な履行確保のための指導を行うとともに、間接差別の禁止などの改正内容について周知徹底する。

（2）ポジティブ・アクションの促進

629百万円

ポジティブ・アクション（女性の能力発揮促進のための企業の積極的取組）の促進を図るため、企業がポジティブ・アクションに効果的に取り組むための研修やその推進に活用できるベンチマーク（自社の状況を知ることのできるものさしとなる値）の提供等を実施する。